

令和6年度分別基準適合物 (容器包装リサイクル法) 申込関連資料集

【令和5年12月5日 改定版】

ページ

資料1. 「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和6年度版）	1
資料2. 「業務実施覚え書き（特定事業者負担分）」（見本）	7
資料3. 「業務実施契約書（市町村負担分）」（見本）	15
資料4. 「令和6年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書」様式3-1（記入例）	23
資料5. 「令和6年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込承諾書」（見本）	24
資料6. 「令和6年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」	25
資料7. 容器包装廃棄物単独収集のお願いについて	31
資料8. PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しについて	32
資料9. プラスチック製容器包装 再生処理事業者での発火トラブル状況報告	35
資料10. 「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて	41
資料11. 保管施設の選定に関する留意事項について（環境省）	44

「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和 6 年度版）

1. 契約及び支払い方法

ア) 分別基準適合物の引き取り及び再商品化についての市町村と協会の契約は、別途定める標準書式により、毎年度の初めに取り交わすこととします。

(特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」及び市町村負担分^{注)}に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。)

イ) 市町村負担分の引き取り及び再商品化をお申し込みいただく場合の市町村負担分の費用については、主務省が示す市町村負担比率にしたがい、引き取り実績に応じて再商品化実施委託料金をいただきます。ただし、主務省が示す市町村の負担割合が改定された場合には、上記の比率は見直しが行われます。

ウ) 再商品化実施委託料金の支払いは、四半期ごとです。支払い請求書を受領された後 30 日以内にお振り込みいただきます。(例) 4～6月引き取り分 → 7月請求 → 30日以内に振り込み

注) 特定事業者負担分と市町村負担分について

小規模事業者については再商品化義務者ではなく、小規模事業者が排出する容器や包装については市町村が処理責任を負います。この部分を当協会に委託して再商品化を行う場合には、再商品化実施委託料金をいただきます。これを市町村負担分と呼びます。特定事業者が再商品化の責任を負う率は、毎年国の調査に基づき、特定事業者責任比率として公表されますが、1からその比率を減じたものが小規模事業者の比率となり、市町村が責任を負う率となります。これを市町村負担比率と呼びます。市町村は、市町村負担分について、協会に引き取りを委託するか、しないかを自由に決めることができます。

2. 市町村への資金拠出

ア) 容器包装リサイクル法第 10 条の 2 及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）を、「業務実施覚え書き」の記載内容に則り、対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）に拠出します。

3. 引き取りを行う量

ア) 正式申込みは、市町村との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で 20%以上の増減、なおプラスチック製容器包装は年間で 10%以上又は 1,000 トン以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。

- イ) 市町村がア)の連絡を怠った場合、又は申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りすることができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会
(第6回) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG (第43回) 合同会合資料 (抜粋)

(想定量について)

- ・ 想定量は、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記(※)の事情を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前(前年度)に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。
- (※) 市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。

- ロ) 市町村負担分の再商品化を協会に委託しないで特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて協会に引き渡した場合には、当該事実が確認された年度の翌年度の引き取りをお断りすることができるものとします。
- エ) 全国的規模で再商品化が可能な施設能力として、「再商品化見込み量」が告示されています。正式申込み量の総量が「再商品化見込み量」を超えるときには、個々の市町村の分別収集計画量に基づき調整を行うことがあります。
- ウ) 協会は、各市町村において分別収集を実施するにあたり、全国的な計画量と実績量を勘案して対応を行っていただくため、四半期ごとに引き取り実績総量(全国)の情報を提供します。
- カ) 全国的な引き取り実績数量が、「再商品化見込み量」を超えた場合には、協会は引き取ることができません。その場合には、超過分について、市町村において保管を含めて対応をお願いいたします。
- キ) また、市町村からの引き渡し総量の実績が、『再商品化義務総量』と『特定事業者からの当該年度受託総量』の低い方の値に、小規模事業者分としての市町村からの再商品化受託量総量を加えた量を上回ることが見込まれる場合には、協議させていただきます。

4. 再商品化実施委託単価

令和6年度の「再商品化実施委託単価」は以下のとおりです。

		令和6年度		ご参考：令和5年度	
		再商品化実施委託単価（税抜）		再商品化実施委託単価（税抜）	
		（単位：円／ t）	（単位：円／ kg）	（単位：円／ t）	（単位：円／ kg）
ガラスびん	無色	10,400	10.4	6,000	6.0
	茶色	13,500	13.5	8,200	8.2
	その他の色	21,400	21.4	16,100	16.1
PETボトル		6,500	6.5	14,000	14.0
紙製容器包装		25,000	25.0	23,000	23.0
プラスチック製容器包装		62,000	62.0	58,000	58.0

5. 特定事業者責任比率及び市町村負担比率

令和6年度の「特定事業者責任比率」及び「市町村負担比率」は以下のとおりです。

		令和6年度		ご参考：令和5年度	
		特定事業者責任比率	市町村負担比率	特定事業者責任比率	市町村負担比率
		（単位：％）	（単位：％）	（単位：％）	（単位：％）
ガラスびん	無色	9.5	5	96	4
	茶色	8.8	1.2	88	12
	その他の色	9.2	8	92	8
PETボトル		100	0	100	0
紙製容器包装		9.9	1	99	1
プラスチック製容器包装		9.9	1	99	1

6. 引き取り条件（4素材共通事項）

【分別基準の運用】

- ア) 法律では、同法に規定する分別基準を満たす必要があるとされていますが、実際の運用としては、協会の「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集を実施していただきます。
- イ) 「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかたりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくこととなります。
- ウ) 品質改善について、本来は、市町村及び協会にて協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。
- エ) そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

- ウ) 市町村には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位及び頻度】

- カ) 分別基準適合物に定められている量は10トン車1台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別基準適合物は、10トン車1台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、PETボトルの場合の積載トン数は5.5～6トン、その他プラスチック製容器包装の場合は6トン前後、白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下「白色トレイ」という。）のみの場合は、0.3トン前後となります）。

なお、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で10トン車で引き取りができない場合は、10トン車以外での引き取りも可能です。

- キ) なお、日常的な引き取りについて、市町村からの引き渡し依頼があつてから、2週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。
- ク) ただし、年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年1回引き取りを行うよう努力します。
- ケ) 協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村から引き取りの申し込みを受ける際に、「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村の希望に添った対応を実施します。
- コ) 離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

- カ) 分別基準適合物の保管及び受け渡し施設は、本法律に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができません。また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村に増額費用のご負担をお願いすることがありますので、ご注意ください。

【指定保管場所での積み込み責任】

- キ) 協会は、市町村から引き渡し依頼を受ける際に「分別基準適合物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。
- ク) しかしながら、当該容器包装を10トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

- ケ) 協会は、市町村負担分を実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。
- コ) 市町村が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

- カ) 分別基準適合物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行います。市町村は、残さが発生しないように「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

7. ガラスびんの引き取り

- ア) ガラスびんに関しては、法律では、「無色、茶色、その他の色のガラスびんの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかしながら、現状、多くの場合、無色、茶色、その他の色のガラスびんは各々異なるトラックで回収を行っています。
- イ) したがって、非効率的な輸送を避けるために、市町村には、今後もできる限り、色ごとに10トン車1台程度単位での搬出ができるように、ご協力をお願いいたします。

8. PETボトルの引き取り

【品質について】

ア) PETボトルの場合、品質を理由に引き取りをお断りすることはありません。

【「丸ボトル」の取扱い】

イ) 「丸ボトル」は、法律で規定している「圧縮」・「こん包」を行っていないものであるため、分別基準適合物とは見なされません。

ロ) しかし、市町村における分別収集への取り組みの実情を考慮すると、協会が法律上の解釈をもって一切の対応を否定することは、大きな社会的混乱を招きかねない状況にあります。

ハ) 以上の事情から、協会では「丸ボトル」についても申込みを受け付けます。

ニ) ただし、「丸ボトル」については輸送の効率性が損なわれる等の問題もあるため、「丸ボトル」で引き渡す場合の輸送コストは、全額市町村にご負担いただきます。また、「丸ボトル」を引き受けることができる再商品化事業者は限られていますので、ご注意ください。

9. 紙製容器包装の保管及び引き取り

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

ア) 市町村が紙製容器包装を雑紙に含めて収集している等、容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【指定保管場所の民間委託】

イ) 分別収集品を中間処理（分別基準適合物とするための区分け、圧縮等）し、指定保管場所に保管するまでは市町村の役割です。民間事業者のヤードを指定保管場所とする場合、事業者には本制度における役割分担を十分説明のうえ、市町村からの委託業務の範囲を明確にした委託契約を締結してください。

ロ) 再商品化事業者は協会が入札により選定しますので、市町村から指定保管場所を受託した事業者が選定されるとは限りません。特に、従来から古紙リサイクルを連携して実施してきた（新聞・雑誌等の圧縮保管を委託している等）古紙問屋へ指定保管場所の委託を行う場合等、説明不足による誤解が生じがちですのでご注意ください。

【紙製容器包装の引き取り形態】

ハ) 分別基準では、保管形態を「結束され、又は圧縮されていること」と定めておりますが、収集・保管量が比較的少なく、保管施設の設備面等から結束・圧縮が困難な場合にはフレコンでの引き取りも可能といたします。ただし、フレコンの準備は市町村でお願いいたします。

10. プラスチック製容器包装の保管及び引き取り

【ごみ袋の破袋】

ア) 「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物を除去し、更に容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

【容器包装と非容器包装を混合収集する市町村からの引き取り】

イ) 市町村が容器包装と非容器包装を混合収集している場合には、収集後、市町村により容器包装のみ選別することが必要です。選別していない収集物は、分別基準適合物とは見なされないため、引き取ることはできません。

【1 保管施設から複数事業者が引き取る場合】

- カ) 1つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることにします。

【「粉砕品・溶融品」の取扱い】

- エ) 「粉砕・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉砕品・溶融品」は分別基準適合物とは見なされませんので、引き取りを行いません。

【「白色トレイ」の取扱い】

- カ) 「白色トレイ」は、原則として圧縮を行わず、袋詰めした形で引き取ります。引き取り後の作業上の負荷がかからないよう、できる限り大きな袋に詰め、また、二重袋にならないよう大袋の中の小袋は除去していただきますようお願いいたします。
- キ) 白色トレイの材料リサイクルを行うためには、「白色トレイ」以外のトレイ（例えば、色柄付きトレイ等）が混入しないよう分別基準を遵守していただきますようお願いいたします。
- ク) 「プラスチック製容器包装」に関して、「その他プラスチック製容器包装と白色トレイの合計が10トン車1台程度」である状態を、分別基準適合物として規定されています。しかし、白色トレイと、白色トレイを含まないその他プラスチック製容器包装の双方を分別収集する場合に、白色トレイとその他プラスチック製容器包装はそれぞれ個別に入札が行われるため、異なる再商品化事業者が引き取り再生処理を行うこととなります。したがって、再商品化事業者が円滑に引き取りを行うことができるよう保管の際にはそれぞれを区別、整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようをお願いいたします。
- ケ) 白色トレイの引き取りにあたり、再商品化事業者によっては、車載型減容車で通常より時間をかけて引き取りを行うことがありますので、ご了承ください。

【「白色トレイ」の材料リサイクル以外の手法による再商品化】

- カ) 白色トレイについて、材料リサイクルの再商品化能力が分別収集量を下回る等、白色トレイが材料リサイクルの事業者に落札されなかった場合には、材料リサイクル以外の手法により再商品化されることがあります。この場合も異なる再商品化事業者が再生処理を行うことができますので、保管の際にはそれぞれ区別・整理しておくとともに、非効率的な輸送を避けるため各々10トン車1台程度単位で搬出できるようにお願いいたします。
- キ) 白色トレイが材料リサイクル以外の手法で再商品化されるときは、「その他プラスチック製容器包装」の分別基準と同様、「圧縮」・「こん包」を行った方が、輸送上効率的です。この場合、白色トレイとその他プラスチック製容器包装を別々に分別収集する市町村では、白色トレイについても「圧縮」・「こん包」し保管するようお願いいたします。
- ク) また、同様の理由から、白色トレイのみ分別収集を行う市町村についても、圧縮機を利用できる場合には、白色トレイも「圧縮」・「こん包」していただきますようお願いいたします。
- ケ) なお、協会への引き渡し申込みの際に、白色トレイの圧縮・こん包の可否について伺います。「可」と回答をいただいた市町村が、材料リサイクル事業者以外の事業者により落札された場合には、圧縮・こん包するようお願いいたします。

11. 本システムの運用に問題が生じた場合の調整

- ア) 本システムの運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うことといたします。更に、調整が困難な場合には、「容器包装リサイクル法第35条」の規定に則り、主務大臣が必要な措置を講ずることとなります。

以 上

業務実施覚え書き（見本）

資料 2

（特定事業者負担分）

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲が分別収集するガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第2条に定義される分別基準適合物（以下「分別基準適合物」という。）のうち、容器包装リサイクル法第2条に定義される特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者に係る分別基準適合物（以下「特定事業者負担分」という。）に関し、以下のとおり覚え書きを締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、分別基準適合物を引き渡し、乙は、本覚え書きの範囲内においてこれを受け、再商品化を行う。

（業務実施）

第2条 乙が行う引き取りは、乙の指定した「保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行う。

2 乙は、再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む。）を変更又は追加したときは、遅滞なく甲に通知し、再商品化事業者及びその他乙が別途再商品化を委託する事業者として追加した者以外に再商品化業務を委託しないものとする。

（関係法令等の遵守）

第3条 甲及び乙は、本覚え書きによる業務及びその実施に関して、本覚え書き並びに分別基準適合物の引き渡し申込書及び申込要領、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和6年度版）、「令和6年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」（以下、「引き取り品質ガイドライン」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、容器包装リサイクル法、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

2 乙は、本覚え書きによる業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

（実施期間）

第4条 本覚え書きの有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、第13条については再商品化合理化拠出金の乙による拠出が完了するまで、第15条については情報又は知識が公知となるまで、第16条については本覚え書きの終了後においてもなお有効なものとする。

（分別基準適合物の予定引き渡し量）

第5条 本覚え書きにおける分別基準適合物の予定引き渡し量（以下「予定引き渡し量」という。）は、以下のとおりとする（kg未満は四捨五入とする）。

但し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）第32条に基づく「業務委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」を締結している場合において、同契約書第9条第4項に基づき期中に比率が改定されたときは、「変更契約書」を締結し、プラスチック製容器包装の量を変更する。

ガラスびん（無色）	：	年間	kg
ガラスびん（茶色）	：	年間	kg
ガラスびん（その他の色）	：	年間	kg
PETボトル	：	年間	kg
紙製容器包装	：	年間	kg

プラスチック製容器包装	: 年間	k g
うち白色トレイ	: 年間	k g
うちプラスチック製容器包装	: 年間	k g

- 2 甲は、乙に予定引き渡し量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定引き渡し量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
- 4 甲は、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物（「市町村負担分」）の再商品化を乙に委託することなしに、特定事業者負担分の正当であるべき量を超えて乙に引き渡してはならない。
- 5 甲は、引き渡し量について予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的な理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更されたときには、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。
- 6 甲が第4項に違反した場合には、当該事実が確認された年度の次年度の引き取りを拒むことができるものとする。
- 7 甲が第5項の連絡を怠った場合、又は本覚え書きの撤回若しくは第1項の予定引き渡し量の大幅な減量等があった場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回若しくは大幅な減量等があったときには、乙は次年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
- 8 甲が、第3項に違反した場合には、乙は次年度及び次々年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村が第3項に違反したときには、乙は次年度及び次々年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
- 9 P E Tボトルに関しては、第1項記載の年間予定引き渡し量を、上期（令和6年4月1日から同年9月30日）分と下期（令和6年10月1日から令和7年3月31日）分に按分し、年2回の入札を行うものとする。本覚え書き別紙記載の保管施設別再商品化事業者一覧表の記載内容は、P E Tボトルについては、上期に相当する分のみであり、下期に相当する分については、下期入札結果の判明次第、乙から甲へ下期用の保管施設別再商品化事業者一覧表を送付又はR E I N Sで通知し、甲は、下期用の保管施設別再商品化事業者一覧表を本覚え書きに合綴して保管するものとする。

（引き取り方法）

- 第6条 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本覚え書きにおいて対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。
- 2 甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を直ちに提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断したときには、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。
 - 3 乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとする場合は、再商品化事業者へ提示された入札条件を違えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の増加が発生するときには、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。
 - 4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない。）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。
 - 5 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
 - 6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。ま

た甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。

- 7 甲による誤引き渡しが認められた場合、乙は甲に対し、誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を書面で乙に提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
- 8 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
- 9 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における覚え書きの締結を拒むことができるものとする。

(引き渡し量)

第7条 甲は、甲の特定事業者負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量の実績が、容器包装リサイクル法第7条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回ることが見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第35条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

(分別基準適合物の品質確保)

- 第8条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本覚え書き及び乙が提示する引き取り品質ガイドラインに基づき分別収集を行う。
- 2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準より著しく劣ると判断される場合及びリチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
- 3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特に前項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。
- 4 前項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本覚え書きの有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集品は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。
- 5 甲が収集した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の契約申込を拒絶することができるものとする。この場合において、乙が本覚え書きを解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。
- 6 甲のプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物について、乙は定期又は不定期に品質調査を実施するが、当該品質調査に関し、甲若しくは甲の委託を受けた事業者等（甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それらに限られない。）は、当該品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならない。

(引き取り作業)

- 第9条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。
- 2 甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。
- 3 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(指定保管施設)

第10条 甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等、指定保管施設に対し

- 中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別基準適合物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。
- 2 指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別基準適合物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない。
- 3 指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
- 4 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
- 5 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における覚え書きの締結を拒むことができるものとする。

(安全管理)

第11条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第8条第2項のリチウムイオン電池等の発火危険物を含む。）及び感染性廃棄物等の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。

(引き渡し総量の報告)

第12条 甲は、分別基準適合物の再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し総量（本覚え書きによる特定事業者負担分と別途市町村負担分の引き渡しがある場合は当該市町村負担分を合算した量）を乙指定の報告様式により、引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

(再商品化合理化拠出金の拠出)

- 第13条 乙は、容器包装リサイクル法第10条の2及び主務省令に基づき算定される市町村への拠出金（以下「再商品化合理化拠出金」という。）が発生する場合には、対象となる市町村（一部事務組合、広域連合及び代表市町村を含む。以下この条において同じ。）に拠出する。
- 2 再商品化合理化拠出金の額は、再商品化に現に要した費用の総額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額（市町村から引き渡しの申込を受けた年度ごとの分別基準適合物の量に主務大臣が定める再商品化想定単価を乗じた額。以下「想定再商品化費用総額」という。）を下回るとき、想定再商品化費用総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除して得られる額の二分の一の額をもとに、主務省令で定めるところにより算定される。
- 3 甲に対するこの条による再商品化合理化拠出金がある場合、分別基準適合物の引き渡しを受けた年度の次年度の9月末日までに、別途甲が指定する金融機関の甲の口座宛て振込みにより実施されるものとする。
- 4 拠出は甲乙間の年度ごとの覚え書き単位とし、各素材の分別基準適合物の分を合算し一括して振込むものとする。

(再商品化履行状況の現地確認)

- 第14条 甲は、本覚え書きに基づき、甲が引き渡した分別基準適合物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認（以下「現地確認」という。）を行うことができる。
- 2 甲は、現地確認を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、事前にREINSで連絡するものとする。乙は、再商品化事業者と協議のうえ、提示された日時に問題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整のうえ、現地確認を行う日時を新たに決定するものとする。
- 3 現地確認は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに

- 行われるものとする。乙は、必要に応じて、現地確認に立ち会うことができるものとする。
- 4 現地確認を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 5 甲は、現地確認の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等（再商品化事業者が乙に提出した控え）について確認を行うことができる。また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができる。ただし、PETボトルについては、甲が確認することができる関連資料は再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報のみとし、また甲が施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写を希望する場合には、再商品化事業者の同意を得るものとし、再商品化事業者の同意を得ることができないときには、甲は本条第7項の結果の公表の中に当該写真や当該関連帳票類の複写物を含めてはならない。
 - 6 甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に通知するものとする。
 - 7 甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。

（秘密保持）

第15条 甲及び乙は、本覚え書きの履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など（甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。

（個人情報の保護）

第16条 乙は、本覚え書きに関して入手した甲の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本覚え書きの実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を本覚え書きの実施において乙の業務委託先に開示し、その取り扱いを委託することができるものとするが、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化業務に関連する要請に協力するため必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に開示又は提供してはならない。

（反社会的勢力の排除に関する誓約）

- 第17条 乙は、甲に対し、以下の各号を誓約する。
- (1) 自らが、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定めるものによる）、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者、その構成員又はその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない（反社会的勢力等が実質的にその経営に関与している場合を含む。）こと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力等ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力等が乙の名義を利用し、本誓約をするものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ウ 虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - エ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 2 乙が、第4条に定める本覚え書きの有効期間中に次のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずして乙と締結している本覚え書きを含む全ての契約を解除することができる。ただし、甲が全ての契約を解除しようとする場合、乙が、下請事業者（下請遅延防止法第2条第8項に定めるものをいう。）に、再商品化業務の再委託をしているときは、甲は乙が相当の期間を定めた当該下請事業者に対する催告を要することを了解する。

- (1) 本条第1項の各号に違反したことが発覚した場合
- (2) 反社会的勢力等として起訴された場合
- (3) 反社会的勢力等に該当するとみなされ、社会的に非難されるべき関係としてマスコミに報道された場合

(乙の覚え書きの解除)

第18条 乙は、本覚え書きに関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚え書きの全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき
- (2) 第8条第3項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき
- (3) その他、本覚え書きの実施において、不正又は不当な行為があったとき

(権利義務の譲渡禁止)

第19条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本覚え書きにより生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(権利の不放棄)

第20条 本覚え書きに定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものではない。

(災害、事故対応)

第21条 甲及び乙は、天災地変、事故等で甲と再商品化事業者間の分別基準適合物の引き取り・引き渡しに支障が生じると予想される場合は、速やかに相手方へ報告するものとする。

(危険物混入による火災事故対応)

第22条 甲から引き取りを行った分別基準適合物にリチウムイオン電池等危険物が混入し、それを原因として再商品化事業者の再商品化施設、又は再商品化事業者の保管場所で発火、火災事故が生じた場合は、甲は乙及び再商品化事業者へ責任をもって対応するものとする。

(協議事項)

第23条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。

2 甲及び乙は、本覚え書きの記載事項について疑義を生じた場合又は本覚え書きに記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

本覚え書き締結の証として、甲及び乙は、本覚え書き二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 金子 真吾

市町村・一部事務組合等との「業務実施覚え書き」新旧対照表

プラスチック資源循環促進法（32条）の施行に伴い、令和5年度より、当協会にて分別収集物の再商品化業務が開始となりました。しかし、再商品化業務を実施している中で、引き渡しに関わる様々なトラブルが発生しております。今回発生したトラブルは、容器包装リサイクル法に関わる全素材の引き渡しについても発生する可能性があり、これらのトラブルを未然に防ぐため、その内容を「業務実施覚え書き」にも盛り込むことになりました。そのため、以下の条文において、令和6年度の「業務実施覚え書き」の記載内容が変更となります。変更箇所は、アンダーラインの部分です（「業務実施覚え書き」において、年度等の軽微の修正は新旧対照表には記載していません）。

●「業務実施覚え書き」（特定事業者負担分）

令和6年度	令和5年度
<p>(引き取り方法) 第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。</p> <p><u>7 甲による誤引き渡しが認められた場合、乙は甲に対し、誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を書面で乙に提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。</u></p> <p><u>8 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。</u></p> <p><u>9 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における覚え書きの締結を拒むことができるものとする。</u></p> <p>(引き取り作業) 第9条</p> <p>乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。</p>	<p>(引き取り方法) 第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。</p> <p>7 甲は、再商品化事業者の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、再商品化事業者が円滑に引き取りを実施できるように努める。</p> <p>(引き取り作業) 第9条</p> <p>乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。</p>

<p>2 <u>甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取りに作業ができるように努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。</u></p> <p>(指定保管施設) 第10条</p> <p>1 <u>甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等、指定保管施設に対し中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別基準適合物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別基準適合物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。</u></p> <p>4 <u>前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。</u></p> <p>5 <u>本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における覚え書きの締結を拒むことができるものとする。</u></p> <p>(以降、条番号繰下げ)</p>	<p>2 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。</p> <p>(新設)</p>
---	--

以上

業務実施契約書（見本）

（市町村負担分）

市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村〇〇〇（以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき甲が分別収集するガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装廃棄物で容器包装リサイクル法第2条に定義される分別基準適合物（以下「分別基準適合物」という。）のうち、容器包装リサイクル法第2条第11項により再商品化の義務が適用除外される事業者に係る分別基準適合物（以下「市町村負担分」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、分別基準適合物の再商品化を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務実施）

第2条 乙が行う再商品化は、乙の指定した「保管施設別再商品化事業者一覧表」に記載の再商品化事業者（以下「再商品化事業者」という。）が行う。

2 乙は、再商品化事業者（その所在地又は再生処理実施施設を含む。）を変更又は追加したときは、遅滞なく甲に通知し、再商品化事業者及びその他乙が別途再商品化を委託する事業者として追加した者以外に再商品化業務を委託しないものとする。

（関係法令等の遵守）

第3条 甲及び乙は、本契約による業務及びその実施に関して、本契約並びに分別基準適合物の引き渡し申込書及び申込要領、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和6年度版）、令和6年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（以下「引き取り品質ガイドライン」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、容器包装リサイクル法、その他の法令、関連する府省令、告示、規則及び条例を遵守し、業務を適正に実施しなければならない。

2 乙は、本契約による業務が適正に実施されるべく、再商品化事業者を適切に指導するものとする。

（契約期間）

第4条 本契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、第17条については情報又は知識が公知となるまで、第18条については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。

（再商品化実施委託単価）

第5条 本契約における再商品化実施委託単価は、以下のとおりとする。なお、下記の単価には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。

ガラスびん（無色）	:	10.4 円／k g
ガラスびん（茶色）	:	13.5 円／k g
ガラスびん（その他の色）	:	21.4 円／k g
PETボトル	:	6.5 円／k g
紙製容器包装	:	25.0 円／k g
プラスチック製容器包装	:	62.0 円／k g

(予定委託量)

第6条 本契約における予定委託量は、以下のとおりとする(kg未満は四捨五入とする)。但し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)第32条に基づく「委託契約書(プラスチック資源循環促進法関係)」を締結している場合において、同契約書第9条第4項に基づき期中に比率が改定されたときは、「変更契約書」を締結し、プラスチック製容器包装の量を変更する。

ガラスびん(無色)	:	年間	kg
ガラスびん(茶色)	:	年間	kg
ガラスびん(その他の色)	:	年間	kg
PETボトル	:	年間	kg
紙製容器包装	:	年間	kg
プラスチック製容器包装	:	年間	kg
うち白色トレイ	:	年間	kg
うちプラスチック製容器包装	:	年間	kg

- 2 甲は、乙に予定委託量の引き渡しを達成できるよう努力する。
- 3 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。
- 4 甲は、引き渡し量について予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更されたときには、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。
- 5 甲が第4項の連絡を怠った場合、又は本契約の撤回若しくは第1項の予定委託量の大幅な減量があった場合には、乙は次年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回又は大幅な減量等があったときには、乙は次年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。
- 6 甲が第3項に違反した場合には、乙は次年度及び次々年度の引き取りを拒むことができるものとする。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村が第3項に違反したときには、乙は次年度及び次々年度の当該構成市町村の引き取りを拒むことができるものとする。

(再商品化実施委託料金)

第7条 再商品化実施委託料金は、乙が引き取った分別基準適合物の総量(本契約による市町村負担分と別途特定事業者負担分の引き取りがある場合は当該特定事業者負担分を合算した量。以下「引き渡し総量」という。)と以下の市町村負担分の比率を乗じて得た量(kg未満は四捨五入)に、第5条の再商品化実施委託単価を乗じて得た金額とし、1円未満は切り捨てるものとする。なお、主務省庁が負担分の比率を変更したときは、それに応じて再商品化実施委託料金は変更されるものとする。

ガラスびん(無色)	:	5 %
ガラスびん(茶色)	:	12 %
ガラスびん(その他の色)	:	8 %
PETボトル	:	0 %
紙製容器包装	:	1 %

(引き取り方法)

- 第8条 乙が行う引き取りは、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が指定する施設であって本契約において対象とされる分別基準適合物が保管されている保管施設（以下「指定保管施設」という。）において行われる。引き取りは、原則として、分別基準適合物それぞれ10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙は、甲の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合は、年間に最低1回の引き取りが行われるよう努める。
- 2 甲が乙に事前の断りなく、指定保管施設を変更した場合には、乙に対して当該変更に係る合理的な理由を記載した書面を直ちに提出しなければならない。その理由に合理性がないと乙が判断したときには、次年度の甲からの引き取りを拒むことができるものとする。
 - 3 乙による入札の開札後に、甲が指定保管施設の変更を行なおうとする場合は、再商品化事業者へ提示された入札条件を違えることになるため、再商品化事業者に引取運搬費の増加が発生するときには、甲は、その増加分を負担しなければならないことがある。
 - 4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない。）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。
 - 5 甲は、引き渡し作業の希望日時について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。
 - 6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。
 - 7 甲による誤引き渡しが認められた場合、乙は甲に対し、誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を書面で乙に提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
 - 8 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
 - 9 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における契約の申込を拒むことができるものとする。

(引き渡し量)

- 第9条 甲は、市町村負担分以外の分別基準適合物を含む全国市町村の引き渡し総量が、容器包装リサイクル法第7条の規定に基づき定められた再商品化量の見込みを上回るが見込まれる場合には、乙と協議の後、容器包装リサイクル法第35条の規定により、主務大臣に申し出を行う。

(分別基準適合物の品質確保)

- 第10条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき定められた分別基準（以下「分別基準」という。）を遵守し、本契約及び乙が提示する引き取り品質ガイドラインに基づき分別収集を行う。
- 2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質基準より著しく劣ると判断される場合及びリチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。
 - 3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特に前項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。
 - 4 前項の取り組みにもかかわらず合理的期間内に改善措置が講じられず、引き取り品質ガイドラインに準拠していない場合、乙は品質が改善されたと判断するまで、甲からの引

き取りの一部又は全部を留保することができるものとする。この場合において、品質が改善されないまま本契約の有効期間が満了したときは、引き取りが留保された分別収集品は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理されるものとする。

- 5 甲が収集した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準に適合しない場合で品質改善が図られないときは、乙は次年度における分別基準適合物に関する業務実施覚え書き及び業務実施契約の契約申込を拒絶することができるものとする。この場合において、乙が本契約を解除することなく品質不適合の分別収集品の引き取りを行ったとしても、本項の規定に基づく乙の権利は損なわれない。
- 6 甲のプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物について、乙は定期又は不定期に品質調査を実施するが、当該品質調査に関し、甲若しくは甲の委託を受けた事業者等（甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それらに限られない。）は、当該品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならない。

(引き取り作業)

- 第11条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。
- 2 甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。
- 3 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(指定保管施設)

- 第12条 甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等、指定保管施設に対し中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別基準適合物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。
- 2 指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別基準適合物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない
- 3 指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。
- 4 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。
- 5 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における契約の申込を拒むことができるものとする。

(安全管理)

- 第13条 甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第10条第2項のリチウムイオン電池等の発火危険物を含む。）、感染性廃棄物等の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。

(引き渡し総量の報告)

- 第14条 甲は、分別基準適合物の再商品化事業者による引き取り作業終了を確認した後、甲の引き渡し総量を乙指定の報告様式により、引き渡しが行われた日の翌月5日までに乙に報告する。

(支払い条件)

第15条 乙は、第7条に定める再商品化実施委託料金を、第14条に定める報告に基づき算出のうえ、四半期毎に、甲に請求する。なお、請求に当たっては、甲から乙への引き渡しが行われた時点で適用される消費税率をもって計算した金額（1円未満切捨て）を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した後、30日以内に当該委託料金を、乙が指定する乙名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は甲の負担とする。

(再商品化履行状況の現地確認)

第16条 甲は、業務実施覚え書き第14条に定める再商品化履行状況の現地確認に関する権利を有するものとする。この場合、本覚え書きとある箇所は、本契約と読み替えるものとし、以下第17条及び第18条の場合にも同様とする。

(秘密保持)

第17条 甲及び乙は、業務実施覚え書き第15条に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、業務実施覚え書き第16条に定める個人情報の保護の義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

第19条 乙は、業務実施覚え書き第17条に定める反社会的勢力の排除に関する誓約を甲に対して遵守する。

(乙の契約解除)

第20条 乙は、本契約に関し、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 乙に対して、不正に、実態と異なる引き渡し量を報告したとき

(2) 第10条第3項に基づく取り組みにもかかわらず合理的期間内に品質改善がなされなかったとき

(3) その他、本契約の実施において、不正又は不当な行為があったとき

(権利義務の譲渡禁止)

第21条 甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(権利の不放弃)

第22条 本契約に定めるいずれかの条項における権利を乙が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を乙が放棄したと解されるものではない。

(災害、事故対応)

第23条 甲及び乙は、天災地変、事故等で甲と再商品化事業者間の分別基準適合物の引き取り・引き渡しに支障が生じると予想される場合は、速やかに相手方へ報告するものとする。

(危険物混入による火災事故対応)

第24条 甲から引き取りを行った分別基準適合物にリチウムイオン電池等危険物が混入し、それを原因として再商品化事業者の再商品化施設、又は再商品化事業者の保管場所で発火、火災事故が生じた場合は、甲は乙及び再商品化事業者へ責任をもって対応するものとする。

(協議事項)

第25条 甲は、再商品化事業者の引き取り作業に問題があると認められた場合、甲及び再商品化事業者双方で協議し、両者が誠意をもって問題を解決するよう努める。

2 甲及び乙は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合又は本契約に記載のない事項について、誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約締結の証として、甲及び乙は、本契約書二通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各一通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲：

乙： 東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 金子 眞吾

市町村・一部事務組合等との「業務実施契約書」新旧対照表

プラスチック資源循環促進法（32条）の施行に伴い、令和5年度より、当協会にて分別収集物の再商品化業務が開始となりました。しかし、再商品化業務を実施している中で、引き渡しに関わる様々なトラブルが発生しております。今回発生したトラブルは、容器包装リサイクル法に関わる全素材の引き渡しについても発生する可能性があり、これらのトラブルを未然に防ぐため、その内容を「業務実施契約書」にも盛り込むことになりました。そのため、以下の条文において、令和6年度の「業務実施契約書」の記載内容が変更となります。変更箇所は、アンダーラインの部分です（「業務実施契約書」において、年度等の軽微の修正は新旧対照表には記載しておりません）。

● 「業務実施契約書」（市町村負担分）

令和6年度	令和5年度
<p>(引き取り方法) 第8条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。</p> <p><u>7 甲による誤引き渡し</u>が認められた場合、乙は甲に対し、<u>誤引き渡しの防止のための改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに誤引き渡しの防止のための具体的な改善案を</u>書面で乙に提示し、<u>改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。</u></p> <p><u>8 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。</u></p> <p><u>9 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における契約の申込を拒むことができるものとする。</u></p> <p>(引き取り作業) 第11条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもと</p>	<p>(引き取り方法) 第8条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。</p> <p>7 甲は、再商品化事業者の引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、再商品化事業者が円滑に引き取りを実施できるように努める。</p> <p>(引き取り作業) 第11条 乙は、再商品化事業者が指定保管施設において引き取り作業を行う場合に、再商品化事業者に対して、甲の諸規則及び指示を遵守することはもと</p>

<p>より、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。</p> <p><u>2 甲は、再商品化事業者による引き取りに際し、引き取り作業の予定の急な変更、事前連絡のない引き渡し量の変更又は指定保管施設若しくはその周辺における長時間待機等、正当な理由なく再商品化事業者にとって不当な負担となる行為がなされないよう指定保管施設の管理・監督を行い、円滑な引き取り作業ができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。</u></p> <p>(指定保管施設) 第12条</p> <p><u>1 甲は、指定保管施設における一般廃棄物の選別及び保管等、指定保管施設に対し中間処理のための適切な管理・監督を行うとともに、乙に引き渡される分別基準適合物に異物が混入しないための対策を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定保管施設内において本契約以外の一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を実施している場合、甲は、本契約の対象となる分別基準適合物に、本契約以外の廃棄物が混入しないよう区分け管理を徹底する等の防止策を講じるよう努めなければならない</u></p> <p><u>3 指定保管施設での選別や保管の管理について疑義があると乙が認めた場合、乙は甲に対し、指定保管施設の管理体制について改善を要求することができる。甲は、乙から改善の要求を受けた場合、速やかに具体的な改善策を乙に書面で提示し、改善のために必要な措置を講じるものとする。この場合において、改善のための必要な措置が講じられない又はその見込みがないと乙が判断した場合、乙は、甲からの引き取りの全部又は一部を留保することができる。</u></p> <p><u>4 前項による甲からの引き取りの留保が継続したまま本契約が終了した場合、引き取りが留保された分別基準適合物は乙に引き取られないものとし、甲の負担において適正に処理するものとする。</u></p> <p><u>5 本条への違反が認められた場合、乙は次年度以降における契約の申込を拒むことができるものとする。</u></p> <p>(以降、条番号繰下げ)</p>	<p>より、作業の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施するよう指導する。</p> <p>2 乙は、再商品化事業者の引き取り作業に係る事故の対処については、甲と誠意をもって協議のうえ、これを解決する。</p> <p>(新設)</p>
--	---

以上

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

令和6年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3-1)

見本

下記を同意の上、分別基準適合物の引き渡しを、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に申込みます(なお、「一部事務組合等」とは、一部事務組合と広域連合及び代表市町村をいいます)。

- 1.引き渡し申込量は、再商品化事業者入札選定における対象数量となるため、本紙右上部記載の締切日後は、引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量を変更しません。
2.正当な事由のない申込みの撤回又は引き渡し申込量を大幅に変更した場合、令和7年度において分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合は、当該構成市町村についての分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
3.引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和7年度及び令和8年度において、分別基準適合物の引き取りを協会に拒絶されても異議を申しません。
一部事務組合等における構成市町村に同様の行為があった場合、当該構成市町村について、その自ら処分又は第三者に引き渡した素材の分別基準適合物の引き取りを同じく、協会に拒絶されても異議を申しません。
4.引き渡し申込みに係る分別基準適合物の再商品化実施に関しては、別途、協会との間で「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結します。

①本様式3には、協会に令和5年度に登録されている保管施設名等を予め印字しています。印字されている保管施設に修正がある場合は、赤字で修正の上、ご記入ください。なお、新規の保管施設は、別紙(予め印字していません)をご使用ください(太枠内全てにご記入ください。また用紙が足りない場合はコピーしてお使いください)。

②市町村又は組合コード 01001
③市町村又は組合名 容器リサイクル組合
④保管施設コード 01
⑤保管施設名 容器包装リサイクルプラザ
⑥協会への引き渡し開始希望日 令和06年04月01日

Table with 7 columns: ⑦ストックヤードの最大保管量(トン), ⑧トラックスケール, ⑨積み込み機材, ⑩フォークリフト, ショベルローダー, その他の積み込み機材, 保管施設特記事項. Includes handwritten values like 4t, 30t, 10t.

Table with 4 columns: ⑩分別収集の方法, 分別収集容器の種類, 中間処理(色分別等)の方法, 引き渡し車両. Includes handwritten notes about collection methods and vehicle types.

Table with 5 columns: 色種類, 1.無色, 2.茶色, 3.その他の色合計, (内訳) (1)青色, (2)緑色, (3)黒色, (4)その他の色. Includes handwritten quantities for each category.

資料4

注: □1. □2. 又は□3. のいずれかの□に必ずチェックを付けたうえで、量を記入してください。

引き渡し申込みを協会が承諾した証として、オンラインによる申込みに対してはオンラインによって、紙書面による申込みに対しては紙書面によって、協会から引き渡し申込承諾書が各々発行されます。

(市町村/一部事務組合→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

令和6年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込承諾書

市町村又は組合名	〇〇〇市	御中
市町村又は組合コード	0 1 0 0 1	

東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

見本

印

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)は、〇〇〇市からなされた「令和6年度ガラスびん分別基準適合物の協会への引き渡し申込み」(申込み受付日：令和5年11月15日。以下「引き渡し申込み」という。)について、下記のとおり承諾いたします。

1. 引き渡し条件

素材別による令和6年度分別基準適合物の引き渡し申込書(様式3)記載のとおりとします。

2. 引き渡し申込みを承諾する量

保管施設コード： 01
保管施設名： 容器包装ストックヤード 01
引き渡し開始希望日： 令和6年4月1日

色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方	特定事業者負担分 と市町村負担分双方	特定事業者負担分 と市町村負担分双方
引き渡し承諾量(kg)	3 8 4 0 0 0	4 8 0 0 0 0	1 1 4 0 0 0

その他の色内訳	(1) 青色	(2) 緑色	(3) 黒色	(4) その他の色
引き渡し承諾量(kg)				

保管施設コード： 02
保管施設名： 容器包装ストックヤード 02
引き渡し開始希望日： 令和6年4月1日

色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方	特定事業者負担分 と市町村負担分双方	特定事業者負担分 と市町村負担分双方
引き渡し承諾量(kg)	1 8 0 0 0	6 4 0 0 0	4 2 0 0 0

その他の色内訳	(1) 青色	(2) 緑色	(3) 黒色	(4) その他の色
引き渡し承諾量(kg)				

保管施設コード： 03
保管施設名： 容器包装ストックヤード 03
引き渡し開始希望日： 令和6年4月1日

色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方	特定事業者負担分 と市町村負担分双方	特定事業者負担分 と市町村負担分双方
引き渡し承諾量(kg)	5 0 0 0 0	8 2 0 0 0	1 4 0 0 0

その他の色内訳	(1) 青色	(2) 緑色	(3) 黒色	(4) その他の色
引き渡し承諾量(kg)				

保管施設コード： 04
保管施設名： 容器包装ストックヤード 04
引き渡し開始希望日： 令和6年4月1日

色種類	1. 無色	2. 茶色	3. その他の色合計
負担区分	特定事業者負担分 と市町村負担分双方	特定事業者負担分 と市町村負担分双方	特定事業者負担分 と市町村負担分双方
引き渡し承諾量(kg)	9 0 0 0	1 5 0 0 0	4 0 0 0

その他の色内訳	(1) 青色	(2) 緑色	(3) 黒色	(4) その他の色
引き渡し承諾量(kg)				

3. この承諾書で引き渡し申込みを承諾した分別基準適合物の再商品化について、別途、令和6年4月1日から令和7年3月31日を実施期間とする「業務実施覚え書き」及び「業務実施契約書」を締結させていただきます。
4. 正当な事由のない引き渡し申込みの撤回又は引き渡し申込量の大幅な変更がなされた場合は、令和7年度において分別基準適合物の引き取りを拒絶することがありますので、ご注意ください。
5. 引き渡し申込量の申込みをしたにもかかわらず、自ら処分し、第三者に引き渡した場合には、令和7年度及び令和8年度において、分別基準適合物の引き取りを拒絶することがありますので、ご注意ください。

令和 5 年 10 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

素材	改定履歴
ガラスびん	平成 28 年 10 月 25 日改定
PET ボトル	平成 29 年 10 月 30 日改定
紙製容器包装	平成 24 年 2 月 24 日改定
プラスチック製容器包装及び白色トレイ	令和 4 年 6 月 20 日改定

令和 6 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和 6 年度については、下記の基準を用います。

1. ガラスびん

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- ① 無色・茶色・その他の色の 3 区分に色分けされていること。
- ② 色ごとに 10 トン車 1 台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん 1 トン中の混入 g 数)	許容範囲の目安
① びんのキャップ	アルミニウム 30g	28mm 口径のアルミキャップで 20 個程度
	スチール 50g	50mm 口径のスチールキャップで 10 個程度
	その他の金属 50g	
	プラスチック 500g	28mm 口径のプラキャップで 130 個程度
② 陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さめな破片 1 個程度
③ 石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④ 無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml 酒類びん 1 本程度
⑤ 色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml 酒類びん 2 本程度
⑥ ガラスびんの中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい
⑦ ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
⑧ プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで

※ ガラスびん 1 トンとは 720ml 酒類びんで約 2,000 本になります。

(3) 分別上の留意点

- ① 分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンク等の内容物が入っているガラスびんです。

(注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。

- ② 無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。

(注) 口部を見ると判別できます。

- ③ はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。

(例：リキュール、ブランデー等のスモーク、イロー、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色)

- ④ 哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。
- ⑤ 食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。
- ⑥ 化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん（ソーダ石灰素材）と同じですので、通常どおり分別収集を行ってください。
- ⑦ 陶磁器と似ている乳白色のガラスも、混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別ができません。

2. PETボトル

PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他環境省令で定める行為（こん包：環境省令平成18年度第35号で規定）を行うことをいい、圧縮され、結束材でこん包されたものをベールと呼びます。

(1) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP又はPETバンド*
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	同上

※1 寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけPP又はPETバンドを使用してください。

(2) ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。参考として、次のようなモデル事例を示します。

なお、実際に実施する分別基準適合物の品質調査は「PETボトル分別基準適合物（ベール品）の品質ランク区分及び配点基準」に基づいて判定されます。

項目		参考
ベール状態	① 外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	② ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③ ベールの解体性	解体が容易であること
与えるPETボトル類に再商品化に影響を	④ キャップ付きPETボトル	10%以下
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	⑥ 中身が残っているPETボトル	1%以下
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	⑧ 異物の入ったPETボトル	なし
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル	0.5%以下
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪ 材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫ アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬ ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭ 紙製容器類	なし
	⑮ その他夾雑物	なし

3. 紙製容器包装

(1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、結束又は圧縮されているものです。
 なお、結束の場合、かさ張る紙箱等は潰して平板としてください。
 また、少量の場合にはフレコンによる引き取りも行います。

(2) 品質基準（目標）

項目	目標	備考
1) 水分	12%以下 ※1	水分を測定する必要はないが、収集・保管時に水にできるだけぬらさないようにすることにより対応する
2) 食品残渣	付着していないこと ※2	食品残渣が除去されず付着しているものが混入しないようにする
3) 紙製容器包装以外の紙類	混入 10%以下	チラシ、雑誌、新聞等の紙類が混入しないようにする
4) 紙製容器包装で再商品化義務の対象外の容器包装	原則として混入していないこと	段ボール及び飲料用紙容器（アルミなし）が混入しないようにする
5) その他異物	混入していないこと	プラスチック類、金属類、陶磁器、石類、ガラス、木片、布繊維等の異物が混入しないようにする

※1. 古紙標準品質規格表に準拠

※2. 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。」とあります。

4. プラスチック製容器包装及び白色トレイ

(1) プラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装のみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという。）です。
「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。
また、粉碎・溶融されたものは含めることができません。

2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を目安としてください）。
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていること。

3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) *	重量 (kg)	結束材
①600×400×300	18～25	PP、PETバンド又はフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1,000×1,000×1,000	250～350	同上

* 寸法の 600×400mm、1,000×1,000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

* 「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

* 番線及びスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4) ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である プラスチック製容器包装	90%以上（重量比）	
【含めてはいけないもの】		
【異物等】 ① 汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等（*1）が付着して汚れた物や生ごみ 土砂や油分等で汚れた物
② 指定収集袋及び市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
③ 容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
④ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑤ 容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑥ 事業系のプラスチック製容器包装	混入していないこと	業務用容器等
⑦ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑧ 禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物（*2） 危険品（*3）

（*1）分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

（*2）医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く。）等。

（*3）危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ（白色トレイのみを回収する場合に限る）

1) 引き取り形態

- ・原則として圧縮を行わず、透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2) 密封こん包に求められる性状

- ・衛生性：こん包はしっかり密封されていること。
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂等で汚れていないこと。

3) 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm)	重量 (k g)	フィルムの厚さ
①1, 500×1, 200	2.5～3.0	25 μ
②1, 200×1, 000	1.7～2.0	25 μ

4) こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるペールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ	90%以上（重量比）	洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る
【異物等】		
① 汚れが付着したもの	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ土砂や油分等で汚れた物
② 非白色発泡スチロール製トレイ	混入していないこと	色物、柄物トレイ
③ 発泡スチロール製以外のトレイ	混入していないこと	PE、PP、PET、非発泡PS
④ トレイ以外のプラスチック製容器包装	混入していないこと	カップ麺、緩衝材
⑤ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑥ 水分	密封こん包内部に水滴が発生しないこと	洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する

以上

令和 5 年 10 月 20 日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部
PETボトル事業部

容器包装廃棄物単独収集のお願いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、容器包装廃棄物の再商品化にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、容器包装廃棄物に対する市町村・一部事務組合の収集・運搬に関しましては、ご高承のとおり、びん・缶、PETボトルなどの異なる素材の容器を一緒に収集・運搬する混合収集と、素材ごとに収集・運搬する単独収集を採用されている市町村に大別されます。

更に、混合収集の場合、「びん・缶・PETボトル」の3種混合収集や「びん・缶」や「びん・PETボトル」、「缶・PETボトル」などの組み合わせによる2種混合収集などの分別方法に分けられます。

当協会では、再商品化の実態把握の一環として、市町村・一部事務組合を訪問のうえ情報交換をさせていただいておりますが、例えば、「びんとPETボトル」の2種混合収集されている市町村・一部事務組合にその背景をヒアリングすると、この組み合わせではPETボトルがびんの緩衝材になり、びんが割れにくいのでこの分別方法を採用している、との回答が寄せられるケースが多々あります。

しかしながら、異物混入は再商品化製品の品質を左右する大きな要因であり、特にPETボトルへのガラスの混入は再生処理工程における除去が困難であります。そのため利用製品の製造時に品質面の不具合（再生繊維の切れ、ボトル成形時の割れ、シートの外観不良など）が生じ、利用用途が限定されることがあります。3種混合のケースでは、容器に汚れが付着しやすい、或いは、それぞれの素材の容器の中間処理工程で異物である他素材の選別が十分にできず、異物が混入したまま再商品化事業者に引き渡されているケースが見られるなど、再商品化の支障になっているケースがあります。

また、このような事態は再商品化製品の品質の低下のみならず、歩留まり（再商品化率）の低下や再商品化事業者による再選別費用の発生など、コスト面にも悪影響を及ぼします。

当協会では、こうした悪影響を軽減・排除し、円滑な再商品化に向け単独収集を勧奨いたしております。

各地域の諸事情はあろうかと存じますが、混合収集を採用されている市町村・一部事務組合におかれましては、単独収集への切り替えにつき、是非ご検討を賜りたく、よろしくごお願い申し上げます。

敬具

（本件お問い合わせ先）

ガラスびん事業部 TEL：03-5532-8695 PETボトル事業部 TEL：03-5532-8691

令和 5 年 10 月 20 日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PETボトル事業部

PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しについて

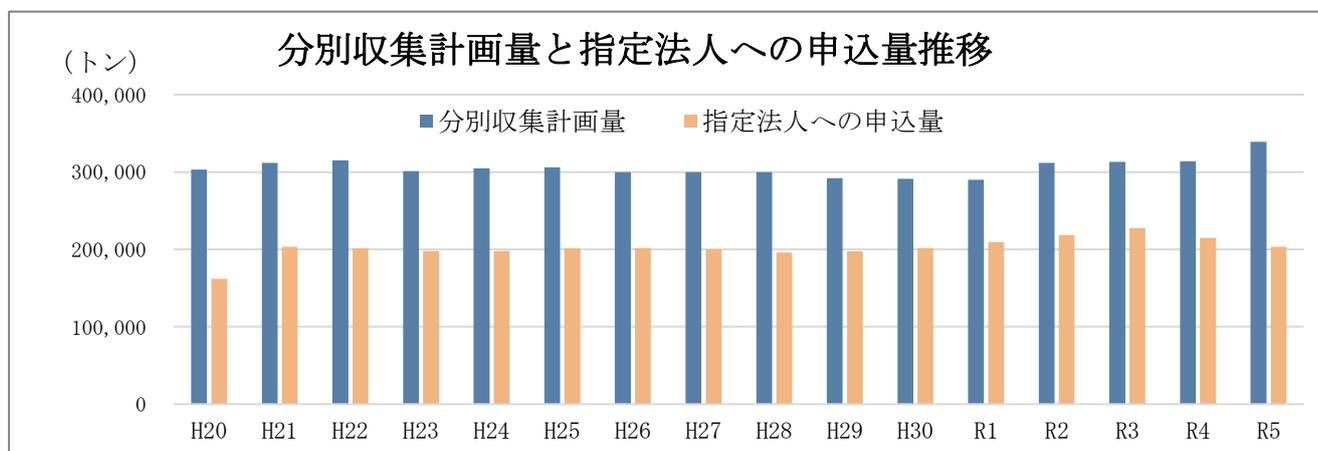
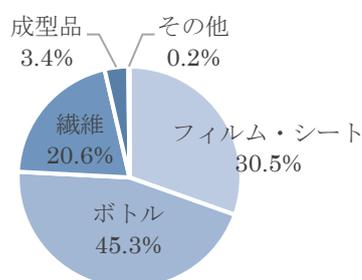
1. PETボトルリサイクルの現状

令和4年度、全国の市町村及び一部事務組合から指定法人への使用済みPETボトルの引き渡し量は約22万トンとなり、平成21年度以降、引き渡し量は安定した量となっております。これは、容り法の基本方針(※)に「市町村により分別収集された使用済みPETボトル等については、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）への円滑な引き渡しが必要」との文言が加えられ、その重要性を市町村及び一部事務組合ご担当の皆様方にご理解いただいた結果であると考えております。

※容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成18年12月1日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示10号）

当協会の令和4年度用途別再商品化製品販売実績の割合は次項のとおりで、構成比はボトルが全体の45.3%、フィルム・シートが30.5%、繊維が20.6%、成型品が3.4%となっております。現状として、これら様々な用途があることにより、保管施設ごとの品質のバラツキや市況変動があった際も国内のPETボトルリサイクルを維持している状況です。

令和4年度 用途別
再商品化製品販売実績の割合



2. 指定法人ルートへ引き渡した場合の利点

円滑な引き渡しを更に推進し、指定法人ルートを確保することには以下3点のメリットがあります。

(1) リスク回避（① 引き取り継続、② 財政面、③ 不適正行為）への貢献

当協会の入札により落札し契約を締結した再生処理事業者が、何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りができなくなった場合には、当協会が速やかに他の登録事業者への振替を行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、継続した引取先の確保が可能となり、引き取りが滞るリスクを回避します。

また、費用面では落札結果が逆有償であっても再商品化実施委託単価の市町村負担分のみ（令和5年度は0%であり、市町村の負担はありません）であるため、財政面のリスクを回避します。

更に協会によるきめ細かい再商品化管理により、不法投棄等の不適正行為リスクを回避します。

(2) 指定法人による効率かつ厳格な再商品化管理

当協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定され、実際の再商品化業務についても毎月の操業状況の報告の義務付けや、当協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。更に再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用業者に納入された実績をもとに再商品化されたことを確認しています。協会による一元管理によって、効率的かつ厳格な再商品化管理の実施が可能となります。

(3) P E Tボトルリサイクル全体像の可視化

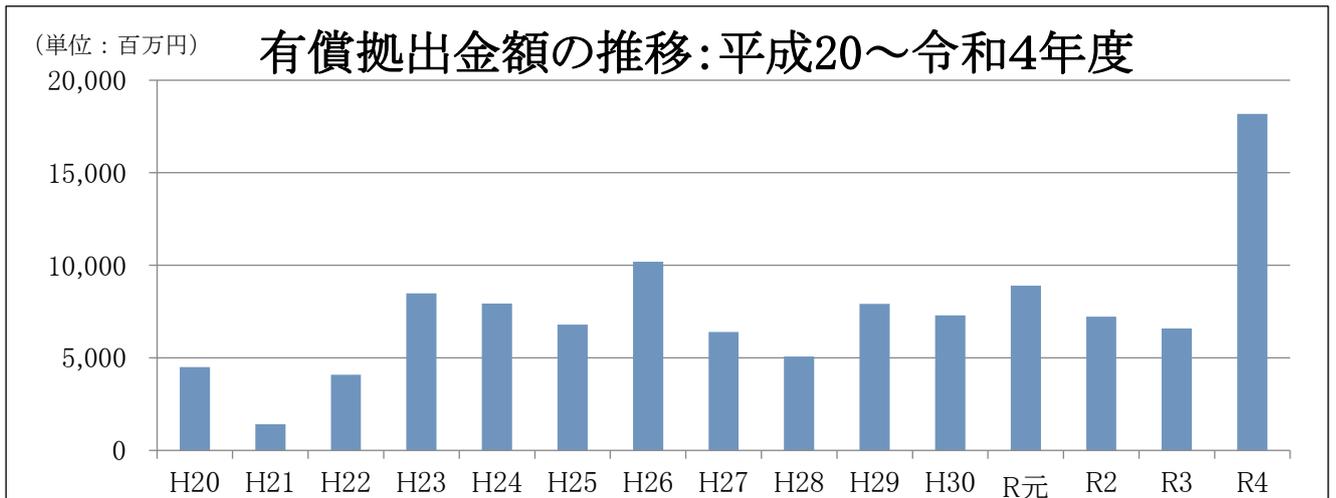
上記（2）のように徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については、「わたしのまちのリサイクル」のコーナーで個々の市町村が引き渡した使用済みP E Tボトルが何に生まれ変わっているかを、市町村ごとの実績に基づいて分かりやすく公表しています。また、市町村が引き渡した使用済みP E Tボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を市町村のご担当者が直接確認できる「現地確認」の制度もあります。

引き取りから再商品化の状況をまとめて可視化することで全体としての現状が把握できるため、今後の課題整理や改善等の取組に貢献できる可能性が高まります。

3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

平成18年度より、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、年度期初（P E Tボトルの場合は上期又は下期）の契約単価が有償である市町村を対象として、引き渡し量と契約単価に基づいて消費税分を除いた全額が、該当する市町村へ「有償拠出金」（寄付金）として拠出されます。

市町村へ拠出した金額は、直近3年間で令和2年度は約72億円、令和3年度は約66億円、令和4年度は約182億円となりました。市況や入札状況により年度ごとに増減しますが、お申込みいただいた市町村へ確実に拠出しています。



なお、各市町村の有償拋出金の計算式は下記のとおりです。

<PETボトルの有償拋出金の計算式>

$$\text{上期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」の全国計}} +$$

$$\text{下期拋出金額} \times \frac{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」の全国計}} - \text{振り込み手数料}$$

※上期・下期の拋出金額は有償入札によって当協会が得た収入から次年度納税するため消費税額を控除した金額を原資としております

※有償拋出金は上記の計算式のとおり、期初の契約単価をもとに計算されますので、例えば期中に再生処理事業者の事業撤退等で事業者の振替が発生して契約単価が低くなっても、該当する市町村のみが減額されることはありません（拋出金の原資である拋出金額には多少の影響が出ます）。

4. 異物混入防止のお願い

当協会への分別基準適合物の引き渡しにあたり、資料7「容器包装廃棄物単独収集のお願いについて」に記載のとおり、PETボトルの再生処理工程においてガラスの除去が困難であるため、単独収集のご検討を賜りたく、よろしくごお願いいたします。

また、注射針や刃物類等の危険物やリチウムイオン電池等の電池類が分別基準適合物に混入しますと再商品化事業者での労災事故や発火トラブルが発生しかねないことから、再商品化事業者の方への分別基準適合物の引き渡し時に混入させないよう、市町村・一部事務組合の方におかれましてもご対応くださいますようお願いいたします。

以上の点をご理解いただき、我が国のPETボトルリサイクルシステムの維持向上のために、指定法人への申込の検討をお願いします。

以上

令和 5 年 10 月 20 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック容器事業部

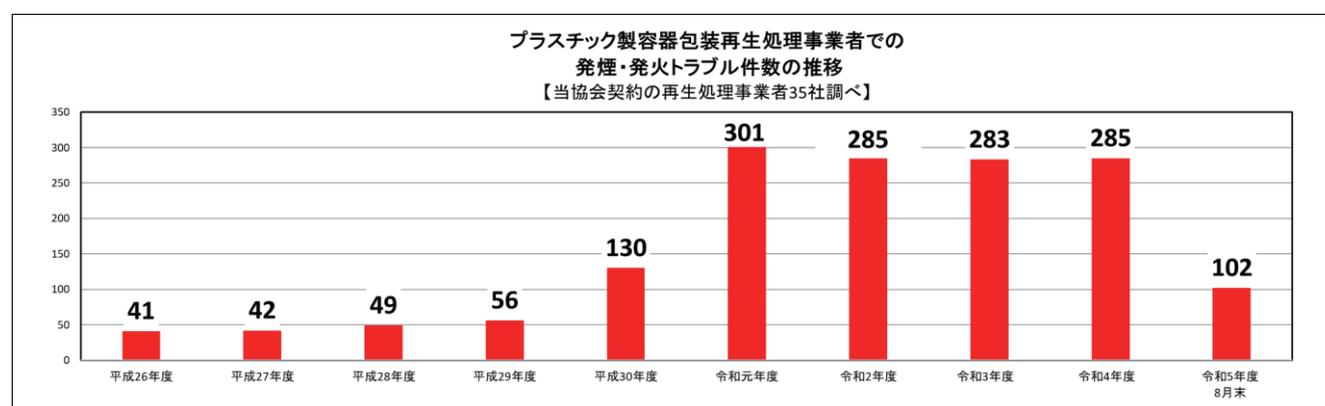
プラスチック製容器包装 再生処理事業者での発火トラブル状況報告

1. 再生処理事業者での発煙・発火トラブル状況

令和 4 年度における全国のプラスチック製容器包装再生処理事業者で発生した発煙・発火トラブルは 285 件となりました。大幅に件数が増加した令和元年度以降、高止まりの状況が続いていますが、令和 5 年度 8 月末においては 102 件となっております。

(表 1) 全国の再生処理事業者での発煙・発火トラブル件数の推移 (単位: 件)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 8月末
41	42	49	56	130	301	285	283	285	102



(図 1) プラスチック製容器包装再生処理事業者での発煙・発火トラブル件数の推移

2. 発煙・発火トラブル原因物の内訳

発煙・発火トラブルの原因物としてはリチウムイオン電池等の充電式電池が半数近くを占めております。また、内訳をみると、加熱式タバコが依然として増え続けていることが分かります。これは他のリチウムイオン電池使用製品と比較して使用サイクルが短く、廃棄、買い替え頻度の多さの影響があるとみています。なお、リチウムイオン電池使用製品は、市町村の中間処理施設での選別ラインでも多く発見されています。

(表 2) 発煙・発火トラブルの原因物 内訳 (単位: 件)

発煙・発火の原因物	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 8月末
リチウムイオン電池等の充電式電池	150	139	130	132	41
加熱式タバコ	59	67	73	85	22
モバイルバッテリー	24	14	15	7	4
乾電池	7	3	3	1	1
ライター	2	1	0	0	0
その他	0	0	4	3	0
発火原因特定できず	59	61	58	57	34
合計	301	285	283	285	102

3. リチウムイオン電池混入防止に関する活用資料について

これまで協会では、リチウムイオン電池を含む電子機器のプラスチック製容器包装への混入防止を目的として、関係者と共に、効果的な取り組みを模索してまいりました。ご活用いただけるツール等として、「リチウムイオン電池発火防止に関する取組事例集 2020 年版」、「リチウムイオン電池混入防止啓発 VTR (11 分版・3 分版)」、「アニメーション動画 (環境省-協会協力)」、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集 (環境省)」を紹介させていただきます。なお、同様の内容は、当協会のホームページにも掲載しております。

* 参考資料

- ① : リチウムイオン電池混入防止取組事例集 2020 年版 (全資料)
https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/00oshirase/pdf/pla/rythium_cs2020.pdf
- ② : リチウムイオン電池混入防止啓発 VTR (フル/11 分・短縮版/3 分 30 秒)
<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php#Tab757>
- ③ : リチウムイオン電池混入防止ポスター・チラシ
<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/1016/index.php>
- ④ : アニメーション動画 (環境省-協会協力) リチウムイオン電池混入防止啓発 VTR
セーフリサイクル! リチウムイオン電池! (正しい捨て方の動画)
<https://www.youtube.com/watch?v=dQWAqxID0oA> (フル: 7 分 25 秒)
<https://www.youtube.com/watch?v=srJ6IR49jz4> (児童向け: 4 分 15 秒)
- ⑤ : リチウム蓄電池等処理困難物対策集 (環境省-検討会容リ協会参加)
<https://www.env.go.jp/content/000124904.pdf>

以上

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

リチウムイオン電池の適正処理について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が、廃棄物の収集・運搬、又は処分の過程において、プラスチックなどの可燃性のごみや破碎するごみの中にまぎれ込み、火災の原因となっているため、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品を収集・運搬、処分する際に発生する火災事故を防止するための対策をとるよう、貴管内市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 市町村における処理体制の適正化

リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、不燃ごみや粗大ごみ中に残されたリチウムイオン電池、あるいは、プラスチック製容器包装を選別・こん包したもの（分別基準適合物としてのベール）の中に混入したリチウムイオン電池が出火原因となった事例が多数報告されているところ、不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。なお、一般社団法人 JBRC では、リチウムイオン電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収するなどの安全対策をとっているため参考にされたい。

2. リチウムイオン電池排出者への排出方法の周知

リチウムイオン電池が、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていること、リチウムイオン電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品が存在すること及び1. を踏まえて、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品の排出方法について、具体的に住民に対して周知を行うこと。

3. 一般社団法人 JBRC が行う回収・リサイクル活動の活用検討

一般社団法人 JBRC は、所属会員企業の製造・販売した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収・リサイクルを行っている。同法人は、一般廃棄物となった小型充電式電池について、廃棄物処理法第9条の9に基づく広域的処理の認定を取得しており、市町村が収集した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収も行っているため活用について検討すること。

参考

一般社団法人 JBRC ホームページ：<https://www.jbrc.com/>
事業者の方へ / リサイクル方法（事業者）
https://www.jbrc.com/project/recycling_method/

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会：<https://www.jcpra.or.jp/>
市町村のみなさまへ / リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火
トラブル：
<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

消費者のみなさまへ / 【お願い】 リチウムイオン電池を含む電子機器を混ぜないで！：
<https://www.jcpra.or.jp/consumer/danger/tabid/758/index.php>

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 7 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品が廃棄物となった際、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発しています。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策に早急に取り組んでいただきたく、令和 2 年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施しています。各都道府県及び各市町村の協力を得て、令和 2 年度対策検討業務の結果を公表しましたので、その他の取組とともに下記のとおり貴管内市町村等に周知いただき、個別の対策検討及び実施にご活用いただきますようお願い申し上げます。

対策等に当たっては、各市町村において現在実施されている対策事例を参照いただくとともに、「リチウムイオン電池の適正処理について」（令和元年 8 月 1 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡）も再度御確認いただき、事故の未然防止に早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1. 令和 2 年度対策検討業務結果等について

令和 2 年度対策検討業務結果では、リチウム蓄電池等に係る製品実態調査、排出状況調査、事故実態調査、市町村・関係団体・有識者等へのヒアリング結果及びそれらに基づく対策検討結果等についてまとめている。

また、廃棄物処理施設における発火事故等の未然防止策をより効果的に推進するため、令和 3 年度も引き続き、対策検討業務に取り組む。本対策検討業務においては、市町村を対象にしたモデル事業の実施（改めて周知予定）や検討会の開催等を通じ、より効果的な対策集等を整備し、公表する予定である。

参考：環境省ホームページ（令和 2 年度対策検討業務結果）

<https://www.env.go.jp/recycle/210407libhoukoku.pdf>

2. リチウム蓄電池等対策の広報資料について

廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策の広報資料として、動画、ポスター、チラシ等を作成している。住民、排出事業者等におけるリチウム蓄電池等の適切な排出を促進するとともに、廃棄物処理施設における発火事故等を未然に防止するため、各地方公共団体において活用されたい。

参考：環境省ホームページ（リチウムイオン電池関係）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

3. （改訂）一般廃棄物会計基準について

地方公共団体において、リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設での火災等による修繕費用を財務書類に計上することで、コスト面からの危機意識をもった廃棄物処理に取り組めるよう一般廃棄物会計基準（平成 19 年 6 月策定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の改訂を行い、令和 3 年度から運用しているため活用されたい。

4. 広域認定制度の新たな対象品目の追加について

令和 3 年 2 月 2 日付けで、リチウムイオン電池を含有する「加熱式たばこの廃喫煙用具」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 9 に規定する広域認定制度の新たな対象品目として追加した。メーカー等を主体とした、加熱式たばこの廃喫煙用具の回収及びリサイクルの取組を促進していく。

「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて

1. 「再商品化合理化拠出金」の仕組みについて

容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に則った市町村への拠出金（以下、「合理化拠出金」という。）制度では、分別基準適合物の再商品化にあらかじめかかると想定された額（以下、「想定額」という。）を、当該年度の再商品化に実際にかかった費用の総額（以下、「現に要した費用」という。）が下回った場合に限り、その差額の 1 / 2 に相当する金額が、合理化拠出金の支払い原資となります（次の計算式参照）。

$$\left(\text{A 想定額} - \text{B 現に要した費用} \right) \times \frac{1}{2} = \text{C 拠出金}$$

「想定額」は、「想定単価」（令和 2～3 年度の再商品化事業者への支払実績単価と令和 4 年度落札単価の 3 か年平均値。令和 5～7 年度の 3 か年固定適用）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まず。）を乗じて算出されます。ただしプラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法ごとの「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。

なお令和 5 年度分の「想定単価」、「想定量」、「想定額」は、＜表 1＞のとおりです。

＜表 1＞ 「想定単価」、「想定量」、「想定額」（令和 5 年度）

素材別／再商品化手法別		想定単価 (円／トン)	想定量 (トン)	想定額 (円)
ガラス びん	無色	6,315	95,304.64	601,848,801
	茶色	7,084	90,483.84	640,987,522
	その他の色	13,967	130,135.12	1,817,597,221
PET ボトル		4,615	203,479.661	939,058,635
紙製容器包装		2,676	14,368.182	38,449,255
プラスチ ック製容 器包装	材料リサイクル(トレイ)	62,253	360.724	38,664,933,892
	材料リサイクル(トレイ以外)	59,377	403,474.592	
	高炉還元剤化	39,364	17,827.92	
	コークス炉化学原料化	51,172	220,516.729	
	ガス化	47,177	57,216.58	

注 1) 想定量は特定事業者負担分のみ 注 2) 想定単価は消費税を含まず

一方で「現に要した費用」は、令和 6 年 3 月末までに引き取り 6 月末までに再商品化委託料の支払いを積算する仕組みで、令和 6 年 7 月まで確定できないため、合理化拠出金の総額をお示しすることはできません。

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の 1 / 2 が配分され、「低減額」への寄与度に応じて、残りの 1 / 2 が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、＜表 2＞に示したとおりです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の 1 / 2 が按分されます（対象となるのは特定事業者負担分のみ）。

＜表 2＞合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度 90%以上であって前年度に比べ 2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が 95%以上である場合であること *対象市町村は、指定法人のペール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん／PET ボトル 紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、当該指定保管施設の落札単価が、その再商品化手法の想定単価を下回った場合に配分対象になります。それぞれの保管施設における「かかる見込の費用」（想定単価と引き渡し量から積算）と「実際にかかった費用」（落札単価と引渡し量から積算）の差額を低減額とします。実際の配分は、{（想定単価×当該市町村の引渡実績量）－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}（0 以下の場合は 0 とする。）の総和（各市町村低減額の総和）に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の 1 / 2 が按分されます。

2. 令和 4 年度分の拠出実績

配分対象市町村数及び配分総額は以下のとおりです。

＜表 3＞配分対象市町村数及び配分総額（金額単位：円）

	ガラスびん （無色）	ガラスびん （茶色）	ガラスびん （その他）	PET ボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	—	—	—	70,340,337	—	—	70,340,337
契約市町村数	995	1,044	1,322	1,206	145	1,127	1,592
引取実績有り市町村数	985	1,041	1,317	1,206	144	1,124	1,592
配分対象市町村数	—	—	—	1,206	—	—	1,206

注）PET ボトル以外については、「現に要した費用」が「想定額」を上回りましたので、再商品化合理化拠出金はありませんでした。

3. 令和 5 年度分 再商品化合理化拠出金配分額試算式について【参考】

多くの市町村及び一部事務組合のご担当者様から「今年は大体いくら貰えるのか。」といったご質問を多くいただきます。個々の市町村への支払額をお約束できるものではございませんが、令和 6 年 9 月に支払を予定されている「令和 5 年度分合理化拠出金」について、ある程度の見込みを算出する『試算式』を準備致しました。

【前提条件】令和 5 年度分の合理化拠出金の見込み額（*）が以下となった場合を想定。

*（令和 5 年度の想定額－令和 5 年度の現に要した費用見込み）× 1 / 2 の算出式により当協会試算した見込みの数値

＜表 4＞令和 5 年度分の合理化拠出金の見込み額 （金額単位：百万円）

対象素材	見込み額
ガラスびん（無色）	0
ガラスびん（茶色）	0
ガラスびん（その他の色）	0
P E T ボトル	260
紙製容器包装	0
プラスチック製容器包装	0

(1) ガラスびん

ガラスびんの合理化拠出金について、令和 5 年度は発生しない見込みとなりました。
令和 4 年度分に引き続き、無色、茶色、その他の色において、落札単価の上昇により、現に要した費用の増加が見込まれるためです。

(2) 紙製容器包装

紙製容器包装の合理化拠出金について、令和 5 年度は発生しない見込みとなりました。
令和 4 年度分に引き続き、現に要した費用が想定額を上回ると見込まれるためです。

(3) P E T ボトル

約 2 億 6,000 万円の合理化拠出金の発生が見込まれ、各市町村への支払いは以下の計算式に基づき算出いたします。

① 「品質」による配分

$$130 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha}{21 \text{ 万トン}}$$

② 「低減額」に応じた配分

$$130 \text{ 百万円} \times \frac{(4,615 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価』}) \times \alpha}{970 \text{ 百万円 (見込み総低減額)}}$$

【 α : 保管施設ごとの引き渡し見込み量 (t)、 β : 当該保管施設の落札(契約)単価、但し有償落札(契約)の場合、0 (ゼロ) とする】

(4) プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の合理化拠出金について、令和 5 年度は発生しない見込みとなりました。落札単価の上昇により、現に要した費用の増加が見込まれるためです。

この件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部 長塚、杉森、関澤
 電話番号：03-5532-8589
 F A X 番号：03-5532-9698
 メールアドレス：contactinfo@jcpra.or.jp

以上

※本資料は令和5年9月5日付で環境省から都道府県向けに出された「保管施設の指定に関する意向調査の実施について」の資料の一部として添付されたものです。

資料 1 1

事務連絡
平成 30 年 9 月 10 日

都道府県一般廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

保管施設の選定に関する留意事項について

日頃から、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 9 月 10 日付け環循総発第 1809101 号で同法に基づく保管施設の指定に係る意向調査を依頼したところですが、貴都道府県におかれましては、保管施設の選定に当たり、下記の事項に十分配慮すべきことを貴管下市町村あて周知されますようお願い申し上げます。

記

1. 再商品化事業者決定後の保管施設の変更について

再商品化業務の実施に当たっては、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）が行う入札により、前年度中に保管施設ごとに再商品化事業者が決められてきたところであるが、今般、容リ協会による入札によって各保管施設に係る再商品化事業者が決定したにもかかわらず当該施設の変更を希望する市町村が散見されており、これらは円滑な再商品化業務の実施に支障を来すおそれがある。

このため、保管施設の選定に当たっては、再商品化事業者決定後の保管施設の変更は認められないこと、また、原則として今回の意向調査で回答いただく施設が保管施設になることに改めて留意されたい。

2. 保管施設の選定基準について

保管施設の選定に当たっては、効率的な分別収集の実施の観点から、保管施設の設置基準を定めた容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 2 条第 3 号及び第 4 号に基づき、おおむね人口の合計 30 万当たり 1 か所を超えない割合で選定されたい。